

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和41年から43年当時は、各地を転々としていたため、国民年金保険料の納付が滞っていたが、46年6月に未納とされていた保険料をA市で納付したことを覚えており、その時の領収書を保管している。

また、昭和45年1月から同年3月までの未納とされている期間についても保険料を納めたはずである。領収書などの納付したことが分かるものは無いが、納付書が届いた時は、すべて納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳に到達する平成8年\*月まで国民年金保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は合わせても18か月と比較的短期間である。

2 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所（当時）が昭和43年度に発行した納付期間を「昭和41年4月分から42年3月分」及び「昭和42年4月分から43年3月分」とする2枚の納付書・領収証書を所持しており、それらの納付日はいずれも第1回特例納付が実施されていた昭和46年6月とされているところ、発行年度は昭和43年度であり、納付金額は当時の保険料額が記載されていることから、申立人は過年度納付書として発行された納付書・領収証書をもって第1回特例納付期間中に保険料を納付したものとみられる。

一方、社会保険事務所では、納付された保険料が約9か月分の特例納付保険料に相当するものであったことから、未納であった昭和41年4月から43年3月までの期間のうち、41年4月から同年12月までの保険料が特例納付されたものとして処理している形跡がうかがわれるところ、社会保険事務所では、このような処理を行った場合、同年4月から同年12月までの特例納付保険料に不足する保険料（150円）及び42年1月から43年3月までの期間の特例納付保険料に係る納付書を申立人へ送付していたと考えられる。

上記のことから、申立人は納付書・領収証書に記載された期間について納付する意思を有していたことは明らかであり、申立期間①の保険料に係る納付書を受けた申立人が当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

- 3 申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、当該期間については検認印が無いことから、現年度納付はされていないことが確認できるものの、申立人は昭和46年7月から47年3月までの保険料を同年7月に過年度納付していることが確認でき、前記のとおり、国民年金に対する納付意識の高かった申立人が3か月と短期間である当該期間の保険料を過年度納付していたと考えることも不自然ではない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年3月まで

私は、申立期間当時学生で、下宿していたA市で20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。しかし、下宿生活のため、途中で保険料を納付できなくなった。大学を卒業した平成7年3月末ごろ、下宿を引き払い、実家のあるB町の役場でA市からの転入手続と併せて、国民年金の住所変更手続を行った。その際、役場の担当者から言われた未納期間の保険料(10数万円)は、母親から借りて、役場の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であり、下宿していたA市で20歳到達時に国民年金の加入手続を行い、20歳到達時の平成4年\*月から5年12月までの保険料について現年度納付していることが確認できることから、年金制度への関心が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、大学を卒業した平成7年3月末ごろにB町役場で住所変更手続を行い、申立期間の保険料は、母親から借りて、まとめて10数万円を同町役場の窓口で納付したとしているところ、i) 申立人が所持する年金手帳を見ると、A市からB町への住所変更手続は同年3月29日に行われていることが確認できる上、母親は、手元にあった10数万円を保険料として申立人に渡した覚えがあるとしていることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられないこと、ii) 申立期間当時、同町では、過年度保険料は取り扱っていなかったが、現年度保険料を町役場窓口で納付することは可能であったとしており、申立人は申立期間の保険料を町役場以外の金融機関、社会保険事務所(当時)

で納付したことはなかったとしていることから、申立人が納付したとする保険料は現年度保険料であったものとみられること、iii) 申立人が同町で住所変更手続を行った時点を基準とすると、申立期間のうち、6年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となることから、同町役場で納付することはできなかったものの、同年4月から7年3月までの保険料は現年度保険料となり、同町役場で納付することは可能であったことから、申立人は、申立期間のうち、現年度納付が可能な6年4月から7年3月までの保険料を同町役場で納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月、同年4月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月及び同年4月  
② 昭和60年12月

私は、会社を退職（昭和60年3月20日）後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の未納分を請求されたのですべて納付した。その後、その事務所職員から還付の連絡を受けた時に、保険料の未納が無いことを確認している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で、合計しても3か月と短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月4日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年3月21日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①及び②共に保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間①及び②を除く過年度納付が可能な期間はすべて納付済みとされていることから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる上、申立期間②の前後の期間は納付済みとされているにもかかわらず、当該期間のみ未納とされているの

は不自然である。このため、納付意識の高かった申立人が<sup>そきゅう</sup>遡及納付が可能な申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から44年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年3月まで  
② 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和50年にA市役所から往復ハガキが届き、そのハガキを持って同市役所に住所変更の手続に行ったところ、同年4月から同年12月までの保険料を納めると、今まで納めていなかった分が免除されると言われた。このため、言われたとおりの期間について保険料を納めたのに、申立期間の保険料が免除とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和40年6月30日（平成21年2月3日に昭和35年1月10日から41年6月19日までが厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことから、資格取得日は同年6月19日に訂正されている。）として42年12月5日にB市C区で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年12月14日とされていることから、この時期に申立人の加入手続が行われたものとみられる。申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は免除されていたとしているところ、D市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和40年度の「法・申」欄に「6～3免」、41年度、42年度及び43年度の「法・申」欄にはそれぞれ「4～3免」と、44年度及び45年度の「法・申」欄にはそれぞれ「4～3申」と記載されていることが確認できる。このことから、これら期間については、前述の加入手続が行われたとみられる42年12月14日時点において、さかのぼって当時資格取得された40年6月から42年度までを法定免除とする事務処理が行われ、その



後の43年度も法定免除、44年度及び45年度は法定免除の要件に該当しなくなったことから申請免除とする取扱いが行われたものと推認される。このため、申立期間①の保険料については、免除されていたものとみられる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和50年11月18日にA市役所保険年金課から送付された往復ハガキを持参し、同市役所保険年金課において住所変更手続を行った際に、同課職員から同年4月から同年12月までの保険料を納付すると過去の未納分が免除されるとの説明を受けたとしているところ、i) 同市役所保険年金課から送付された往復ハガキの記載内容を見ると、国民年金の加入勧奨及び特例納付による保険料納付の勧奨であることが確認でき、過去の未納分が免除されるとの記載が無いこと、ii) 申立期間②当時、保険料免除の取扱いは、「申請のあった日の属する月前における直近の基準月から」とされており、この住所変更手続日を基準とすると、申立期間②は免除申請することはできなかったものとみられることから、当該期間の保険料が免除されていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料(日記等)は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から44年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月26日から同年12月15日まで  
私は、昭和26年8月にA社に入社し、44年10月に退社した。

しかし、昭和33年11月26日付けでA社C支店において資格喪失し、同年12月15日付けで同社B支店において資格取得したとされていることから、1か月間の空白期間が生じている。

申立期間において、退社したということは無いはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、異動日に係る回答及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和33年11月26日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和33年12月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所台帳によると、A社B支店は、昭和33年12月15日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社は法人であり、同社は、「人事記録によると、申立期間当時、A社B支店には、10人以上の職員が勤務していたようだ。」と回答しているところ、新規適用時には、申立人を含めて14人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社

B支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立期間はA社B支店が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、昭和51年1月26日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年12月30日から51年1月1日まで  
② 昭和51年1月5日から同年2月1日まで  
③ 平成2年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社を昭和50年12月末日に退職して、翌51年1月5日ごろにB社に入社し、平成2年9月に同社を退職した。しかし、A社の退職月、並びにB社の入社月及び退職月に係る厚生年金保険の記録が無い。A社及びB社の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社には、昭和50年12月末日をもって退職すると伝えたと思う。年末の最終出勤日まで勤務し、年末まで会社に籍があったはずである。」と述べており、A社における当時の上司も、「申立人が、具体的にいつまで勤務していたのかは覚えていないが、月の途中で退職

したのであれば、その月のうちに当該月の給与が支給されていたはずであり、翌年1月に給与が支給されているのであれば、少なくとも年末まで在籍していたのだと思う。」と証言しているところ、上記の給与明細書によると、基本給の額が前月の3分の1（おおむね10日分）相当であり、同社の複数の同僚が、当時の同社の給与の締め日は毎月20日であったと証言していることから、申立人は、昭和50年12月31日まで同社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人から提出された昭和51年1月（50年12月分の厚生年金保険料を控除）の給与明細書により、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和60年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年11月\*日に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人から提出された昭和51年2月（同年1月分の厚生年金保険料を控除）の給与明細書、B社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、当該期間のうち、同年1月26日から同年2月1日までの期間において同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和51年1月5日から同年1月26日までの期間について、B社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）、及び雇用保険の記録により、申立人の同社における入社日が同年1月26日であったことがうかがえるところ、同社も、申立人の入社日が同日であった旨回答している。

また、申立人が名前を挙げたB社の複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、入社時期については記憶が無い旨証言している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和51年1月5日から同年1月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、B社は、「申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）及び給与台帳により、申立人は、平成2年9月20日にB社を退職していることが確認できる。また、申立人に係る厚生年金保険料については、同年8月分（同年9月給与支払）までは控除しているが、同年9月分については控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げたB社の複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、退職時期については記憶が無い旨証言している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月30日から同年12月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、同社本社において昭和32年11月30日に資格喪失し、同社B支店において同年12月1日に資格取得したとされており、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。

しかし、私は、A社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録（退職者照会）及びC健康保険組合からの通知文書（「被保険者資格、標準報酬月額並に等級の確認について」）、同健康保険組合からの回答、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年11月30日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和32年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年4月から16年2月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人の標準賞与額の記録については、申立期間②のうち、平成17年7月20日は12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月から19年8月まで  
② 平成17年7月20日及び同年12月16日

申立期間①については、A社における標準報酬月額の記録が19万円とされているが、所持している給与明細書の保険料控除額等に見合う標準報酬月額と比べて少額である。

また、申立期間②については、A社では賞与からも厚生年金保険料を控除されていたのに記録されていない。

標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成15年4月から16年2月までの期間については、申立人から提出された15年分から18年分までの源泉徴収票により、申立人の各年度の給与支払額がほぼ同額であることが確認できる上、申立人から提出された当該期間後の16年12月から18年12月までの給与明細書により、申立人の各月の給与額に見合う標準報酬月額が22万円であると認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間にお



いて一律 19 万円であることが確認できるとともに、申立人から提出された平成 16 年 12 月から 18 年 12 月までの給与明細書により、申立人は 19 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、同僚から提出された平成 15 年 1 月から 16 年 12 月までの給与明細書により、A 社では、申立期間のうち、15 年 4 月から 16 年 2 月までの期間において、誤って 15 年 3 月以前の高い保険料率で計算された厚生年金保険料を控除していることが確認できることから、申立人についても同様に、当該期間において、誤った保険料率で計算された厚生年金保険料が控除されていたものと考えられるところ、当該期間について、申立人のオンライン記録の標準報酬月額に基づき上記の誤った保険料率で計算した場合の 15 年分及び 16 年分の厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料の合計額は、上記の両年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額とおおむね一致することから、申立人は、当該期間において 24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から 16 年 2 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の源泉徴収票、給与明細書及び同僚の給与明細書により認められる給与額から、22 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 2 月、同年 3 月及び 16 年 3 月から 19 年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及び同僚の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成 17 年 7 月 20 日については、申立人から提出され

た賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成17年12月16日については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月15日から同年7月1日まで

私は、C社D支店に勤務していたが、同じ業界のA社がB支店を設置するに当たり、両支店間で移籍の話が決まった。仕事内容も同じなのでC社D支店を退職した翌日からA社B支店で勤務し、移籍時の空白期間が一日も無かったが、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、A社B支店の開設に当たりC社D支店から移籍した社員の一人であり、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様にC社D支店からA社B支店に移籍し、申立期間における厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「当時、C社D支店から20人から30人ほどの社員がA社B支店に移籍した。申立人が移籍した時期は分からないが、移籍した社員は、会社間の話し合いで移っており、初めから正社員として同じ仕事に就いて、給料も同じで、保険料も引き続き控除されていた。」と証言している。

さらに、移籍日について、申立人は、「5月に移籍が決まった時、C社D支店から後任者が決まるまで残るように言われ、自分だけ、ほかの人よりA社B支店への着任が遅れた。その後、後任者の決まった翌日から同社同支店に着任

するように言われ、休むことなく月半ばで移籍し、着任した日から引き続き前職と同じ仕事をした。」と主張しており、C社本社から提出された同社D支店作成の健康保険厚生年金加入簿に、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和25年5月15日と記載されていることと符合している。

加えて、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年2月1日以降にC社D支店からA社B支店に移籍している同僚は、両事業所における被保険者期間が継続しており、申立人を除いて欠落期間のある者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年7月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年9月まで

A社での報酬月額は、昭和63年が36万円、平成元年が37万円、3年が39万円、4年が41万円と増額しながら推移しており、一度も額が下がっていない。自分は経理担当の役員であったが、申立期間の標準報酬月額を18万円で届け出た記憶も無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の決算書における役員報酬額の検証により、申立人は、申立期間を含む平成元年度及び2年度は37万円の報酬月額を支給されていたことが認められる。

また、平成元年度及び2年度のA社の決算書における役員3人分の法定福利費（厚生年金保険料、健康保険料、労働保険料等）は、申立人の申立期間の標準報酬月額を38万円として計算した場合の社会保険料額に、ほかの2人の役員のオンライン記録の標準報酬月額により計算した社会保険料額を加えた額と、おおむね一致することから判断すると、申立人は、申立期間において38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

さらに、事業主は、「当時のA社の経営は順調であり、申立人の給与を減額したことはない。」と証言しており、オンライン記録によれば、A社の申立人を除く役員2人の標準報酬月額は、申立期間の前後を通じて増額していることが確認できる。

加えて、申立期間当時にA社における厚生年金保険被保険者記録のある一般社員（30人）の標準報酬月額、全員が20万円以上であり、申立人の18万円を上回っていることが確認できるほか、同社が、申立期間に係る申立人の標準報酬月額のみを、減額して社会保険事務所（当時）へ届け出たことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成元年度及び2年度のA社決算書における役員報酬額と法定福利費の検証結果、及び申立人を除く役員の記録から、38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成19年4月は36万円、同年5月は26万円、同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月は38万円、同年9月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月から 20 年 2 月まで

年金記録を確認したところA社における申立期間の標準報酬月額が資格取得時から15万円になっている。当時の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額よりも低いので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成19年4月から同年11月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年4月は36万円、同年5月は26万円、同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月は38万円、同年9

月は28万円、同年10月は34万円、同年11月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成19年4月から同年11月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年2月及び同年3月については、申立人が所持している給料支払明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年12月から20年2月までの期間については、全国健康保険協会の記録及びオンライン記録によると、申立人は、病気療養のため休職し傷病手当金を受給しており、当該期間に係るA社からの給与の支給が無かったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月26日から同年3月1日まで

私は、平成元年2月28日までA事業所で勤務していることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険受給資格者証により、申立人がA事業所に平成元年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が平成元年1月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、平成12年1月から同年12月までは38万円、13年1月から19年1月までは41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から11年12月まで  
② 平成12年1月から19年1月まで

平成5年ごろ、経理担当が代わり、代表取締役の妻が20年10月31日まで経理を担当してきた。私は同年11月1日から経理を兼任しているが、申立期間の標準報酬月額の減額については、代表取締役とその妻の一存で行ったことで相談等を受けたことは無く、ねんきん特別便を見て初めて知った。申立期間①及び②共に、月収50万円が、①の期間については41万円、②の期間については11万8,000円と記録されているが、納付されていた厚生年金保険料と、控除されていた額が違っているため、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、11万8,000円とされている。

しかしながら、申立人から提出された源泉徴収票及び給与台帳により、申立人は、当該期間において50万円から53万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、平成12年1月から同年12月までは38万円、13年1月から19年1月までは41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票及び給与台帳において確認できる保険料控除額から、平成12年1月から同年12月までは38万円、13年1月から19年1月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、源泉徴収票等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、41万円とされている。

しかしながら、A社は、平成22年7月\*日に破産手続に入っており、代表取締役と連絡が取れないことから、当該期間に係る申立人の当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、遡及<sup>そきゅう</sup>して標準報酬月額の訂正は行われておらず、社会保険事務所において、不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和42年8月及び同年9月は3万3,000円、43年6月は3万9,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年5月まで

申立期間における給与明細書の支給額と年金加入履歴の標準報酬月額を確認したところ、標準報酬月額について誤りがあると思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年8月、同年9月及び43年6月については、申立人から提出された給与明細書により、42年8月及び同年9月については、3万3,000円の報酬月額を支給され、3万3,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、また、43年6月については、3万9,000円の報酬月額を支給され、3万9,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから

行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間（昭和42年5月から同年7月までの期間、同年10月から43年5月までの期間及び同年7月から50年5月までの期間）については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年8月まで  
標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して下げられている。訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたところ、平成11年3月16日付けで、資格取得時の10年1月13日までさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主を含むA社の厚生年金保険被保険者4人全員が、申立人と同様に、平成11年3月16日付けで、さかのぼって標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社は経営が苦しく、退職の約6か月前から給与も未払になるような状態だった。事業主から標準報酬月額を変更する旨の説明は無く、給与減額の話も無かった。」と主張しているところ、当該事業主は、連絡先不明のため当該事実について確認できず、上記の申立人と同様に標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正されている同僚の一人は、「在職中に給与が減額されたことは無かった。」と証言しており、申立期間当時、申立人の給与が訂正後の標準報酬月額（9万2,000円）に見合う額に減額された状況はうかがえない。

また、A社に係る不納欠損決議書によると、同社では、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正が行われた平成11年3月当時、保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、上記の同僚は、「申立人は営業部

長であり、社会保険事務は、事業主である社長が行っていた。」と証言しており、ほかに申立人が遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与していた状況はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月10日から同年3月5日まで

私は、昭和41年に人材派遣会社のB社に入社し、派遣先のC社D支店で勤務していた。B社は途中A社に社名変更したが、派遣先に変更は無く、48年まで同社に継続して勤務していた。被保険者期間に空白は無いはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同一事業所の同一部署に派遣されていた同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において昭和42年2月15日に資格取得しており、申立期間の大部分において異動先の同社に勤務していたことが推認されることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年3月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社からA社に



異動し、同社において同じ日に被保険者資格を取得している4人（申立人を含む。）は、いずれも申立期間の被保険者記録が欠落しており、社会保険事務所（当時）が、当該4人すべての記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和42年3月5日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から同年5月1日まで

A社の厚生年金保険の資格喪失日がおかしいので、届出書の記入ミスがあったのではないかと。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された労働者名簿により、申立人は同社に昭和39年4月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A社は、「資格喪失日の記入ミスだと思う。申立期間の保険料は控除していると思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年3月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和39年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4493

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日  
平成19年12月に支給された賞与に対する標準賞与額が記録されていないため、正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4494

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において66万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を66万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

私の平成19年12月14日の賞与について、会社から社会保険事務所（当時）に行う賞与支払届の提出漏れがあった。賃金台帳から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年の賃金台帳により、申立人が、申立期間において、同社から68万円の賞与の支払を受け、当該賞与額より低額の66万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（4万9,783円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、66万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額について、社会保険事務所へ届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案4495

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において61万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を61万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

私の平成19年12月14日の賞与について、会社から社会保険事務所（当時）に行う賞与支払届の提出漏れがあった。賃金台帳から保険料控除が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年の賃金台帳により、申立人が、申立期間において、同社から63万円の賞与の支払を受け、当該賞与額より低額の61万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（4万6,122円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、61万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額について、社会保険事務所へ届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年12月1日まで

私は、昭和45年10月1日に営業幹部候補生としてA社に入社した。しかし、厚生年金保険被保険者記録の資格取得日が同年12月1日とされていたため、同社に照会したところ、健康保険の資格取得日は、同年10月20日となっていることが分かった。健康保険の記録があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が昭和45年10月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された健康保険資格喪失証明書によると、申立人のC健康保険組合での資格取得日は、昭和45年10月20日であることが確認できるところ、A社は、「健康保険と厚生年金保険の被保険者資格は同時に取得させている。」と回答している。

さらに、申立人と同様に、A社に営業幹部候補生として入社した同僚二人は、入社時から厚生年金保険被保険者記録があると証言している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年12月の記録から、1万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 11 日から 34 年 10 月 2 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで

A事業所を退職後に、申立期間①及び②の脱退手当金を支給されたとの記録になっているが、当時、私は脱退手当金制度を知らず、脱退手当金の支給手続も行っていない。しかも、脱退手当金を支給されたとする日は、既に他県に転居していたので脱退手当金を受け取ることはできなかったはずである。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立期間①と申立期間②の間に申立人が勤めたB事業所及びC社、並びに申立期間①の前に申立人が勤めたD社E支店の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、B事業所及びC社の被保険者期間と申立期間①及び申立期間②の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていないB事業所及びC社の被保険者期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相違(178円)しているが、その原因は不明である。

さらに、申立人は、脱退手当金支給日の約2か月前に婚姻し、改姓しており、住所も他県に移しているところ、脱退手当金支給決定ならびに支払回によると、当該脱退手当金の領収書に記載されている申立人の住所が婚姻前の住所となっているほか、申立人の名前の漢字表記が誤っていることから、申立人が脱退



手当金を受領したとは考え難い。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給日の後、間もなくして国民年金に加入し、昭和48年6月にF社に勤めるまで約10年にわたって国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知国民年金 事案 2525 (事案 1000 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年10月まで

私は昭和46年3月に結婚後、すぐに住所地のA市B区役所に夫婦で行き、夫が厚生年金保険に加入していたので、私だけが国民年金加入手続を行い、任意加入した。私の国民年金保険料は、夫が金融機関か郵便局で現金で納付し、その後、同区役所において年金手帳に印を押してもらったか、同区役所の窓口で直接現金で納付し、年金手帳に印を押してもらっていた。その後、47年11月にC市に転居したが、夫が私の国民年金手帳を同市役所に持っていき、手続した。加入手続時にB区役所でもらった国民年金手帳は無いが、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月ごろにC市を管轄するD社会保険事務所(当時)で払い出された以外に、別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 申立人の保険料を納付していたとする夫は、納付書によりA市B区役所の窓口か銀行で納付したと説明しているが、同市では申立期間当時の保険料納付は印紙検認方式であったこと、iii) 申立人は同年11月29日を資格取得日として国民年金に任意加入しており、制度上、任意加入者はさかのぼって加入することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は国民年金の任意加入手続について、前回同様、「昭和46年3月に結婚後すぐにA市B区役所でこれを行い国民年金手帳の交付も受け、47年11月にC市に転入届の手続をした際、同国民年金手帳を同市に提出したはずである。」と再度強く主張しているが、i) A市B区を管轄する社会保険事

務所（当時）の昭和 46 年 3 月ごろの国民年金手帳記号番号払出簿からは、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号は見当たらない一方、C 市を管轄する社会保険事務所の 47 年 11 月の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号が確認できること、ii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、前回の判断のとおり、申立人は同市において同年 11 月 29 日に初めて国民年金に任意加入したものとみられる。

また、今回、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、「夫が金融機関か郵便局で現金で納付し、その後、A 市 B 区役所において年金手帳に印を押してもらったか、同区役所の窓口で直接現金で納付し、年金手帳に印を押してもらった。」と申立内容の一部を変更しているが、前回通知したとおり、申立期間当時、A 市における保険料の納付方法は、国民年金印紙を購入し国民年金手帳に貼付する印紙検認方式であり、現金で納付したとする申立人の主張とは相違する上、申立人の保険料を納付していたとする夫に直接聴取したところ、保険料の納付方法及び納付場所について覚えていないなど、その記憶は曖昧である。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年10月まで

申立期間当時はA市に居住しており、申立期間の国民年金保険料は何回かに分けて、同市役所で納付書により納付し、申立期間の保険料の合計金額は8万円ぐらいだったと記憶している。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料を納付したとしているが、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしており、申立期間に係る国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、オンライン記録及びA市の記録のいずれにおいても、申立人は、昭和57年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格をいったん喪失した後、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは58年11月1日とされていることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の保険料を何回かに分けて納付したとしているが、納付回数及び納付時期<sup>あいまい</sup>についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年6月まで

当時はまだ大学生だったが、手紙が来たので国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。保険料は1か月約3万円だったと思う。また、1か月、2か月延ばして保険料を納付したことや、学生の時に大きな金額をまとめて納付した覚えもある。その後、学業が忙しくなったため、アルバイトの時間も減り、年金がもらえないという噂や報道が多くなったことから、保険料を納めることをやめてしまった。証拠となるものは無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は手紙が来たので国民年金に加入し、保険料を納付したと思うとしているが、申立人は国民年金加入手続を行った時期や場所、申立期間の保険料の納付方法等についての記憶も曖昧であることから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は1か月約3万円の保険料を納付したと思うとしているが、申立期間当時の保険料月額が平成5年度が1万500円、6年度が1万1,100円、7年度が1万1,700円といずれも1万円台であり、申立人の記憶する保険料月額は申立期間当時の金額とは相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年7月ごろに払い出されたとみられ、これ以外に申立人に対し記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に、申立人が20歳になった6年\*月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。こ

の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年1月から7年3月までの保険料については過年度納付することが可能であり、同年4月から同年6月までの保険料については現年度納付することが可能であった。しかしながら、A市の記録及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間後の同年7月から同年12月までの保険料については現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間のうち、現年度納付することが可能であった同年4月から同年6月までの保険料については現年度納付された形跡はうかがわれない。

加えて、申立人は大きな金額をまとめて納付したこともあるとしているため、申立期間の保険料については過年度納付を行ったとの主張とも考えられるが、申立人は、納付期間、納付時期、納付場所及び納付金額の記憶は明確ではない上、A市の記録及びオンライン記録のいずれにおいても申立期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から52年3月まで

夫が会社を退職した後、夫婦で国民年金に加入した。テレビでさかのぼって納められるのを見たり、兄から納めたほうが良いとも言われたので、納付した時期や金額について覚えは無いが、将来のことを考えて夫婦で相談し、私が夫婦二人分の大きな金額の国民年金保険料をまとめて納付したこともある。また、保険料は集金に来た人に1か月ごとに納付していたこともあるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が退職した後に夫婦一緒に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳払出控及びオンライン記録によると、国民年金手帳記号番号は夫婦連番ではないものの、共に昭和50年12月に払い出され、国民年金被保険者資格も、申立人については42年1月1日、夫についてはその前月である41年12月1日（平成7年1月に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和41年12月26日に訂正。）とほぼ同時期にさかのぼって取得していることが確認できる。この手帳記号番号払出時点を基準とすると、申立人は、申立期間のうち、50年4月以降の期間の保険料については現年度納付することが可能であり、その期間以前の42年1月から50年3月までの保険料についても過年度納付及び特例納付を併用することにより、さかのぼって納付することが可能であった。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から52年3月までについては、既に納付済みとされている期間であり、申立人に確認したところ、重複納

付の主張ではないとしていることから、納付記録を訂正する必要の無い期間である。

また、申立人は家計簿（写し）を提出しており、これに記載されている国民年金保険料額を申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と照合したところ、既に納付済みとされている期間（申立人については昭和49年4月から52年3月まで、夫については44年4月から51年6月まで。）、及び還付済みとされている期間（申立人については52年4月及び同年5月、夫については51年7月から52年5月まで。いずれも厚生年金保険被保険者期間であることによる還付。）の保険料額と一致していることから、家計簿に記載されている国民年金保険料額はこれらの期間に係るものと考えられ、ほかに家計簿において国民年金保険料に該当すると考えられる出金記録は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年1月から44年3月までについては、申立人が自身の保険料と併せて保険料を納付したとする夫も未納とされている。

加えて、申立期間のうち、昭和44年4月から49年3月までについては、夫は過年度納付及び特例納付により保険料を納付していることが確認できるものの、その直後の同年4月から国民年金手帳記号番号が払い出された50年12月までの保険料の納付日は夫婦で異なる上、申立人は保険料の納付金額の記憶は無いとしていることから、申立人が夫と同様に特例納付及び過年度納付により保険料を納付したと推認することまではできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間（既に納付済みとされている昭和49年4月から52年3月までを除く。）の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、同年4月から52年3月までについては、既に納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から49年3月まで

私は、昭和41年8月に会社を退職した後、しばらくしてから国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを覚えている。何度となく納付書が送付されてきたため、母親からも保険料を納付することを勧められたが、私がそのまま納付せずにいたので、母親が代わりに保険料を納付してくれた。

母親が納付した期間、金額は定かでないが、申立期間の保険料が一度も納付されていないのはおかしいので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続についての記憶は明確ではなく、申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親からの状況聴取は困難であるとしていることから、申立期間に係る加入手続状況及び母親が行った保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料が一度も納付されていないのはおかしいとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月ごろに払い出されており、これ以外に申立人に対し記号番号が払い出され、保険料納付が行われた形跡は見当たらないことから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、保険料の納付が可能となったものとみられる。この加入手続の際に、それまでの3回に及ぶ申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失のうち、記号番号払出しから直近の喪失までの期間（50年8月まで）のみ、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理（同資格は後に同年9月取得に訂正。）が行われたことが確認でき、このほかの期間は同資格の取得処理が行われた形跡

も見当たらないことから、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付について、会社退職後しばらくして送付されてきた納付書により母親が納付した記憶があるとしているが、申立期間当時、居住していたA市における現年度保険料の納付方法は、申立人の主張する納付書方式ではなく、国民年金印紙を購入し国民年金手帳に貼付する印紙検認方式であり、申立人の記憶とは符合しないほか、上記のとおり、申立人は、申立期間については国民年金に未加入であり、過年度納付書が送付されていたとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 5 月まで

私は申立期間当時、学生であったが、国民年金の納付書が届き、「学生で収入が無いのに保険料を納めるのはおかしいね。」と言いながら母親が国民年金保険料を納めてくれた。申立期間の保険料は約 20 万円だったと、母親から聞いている。

保険料を納付した期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は加入手続に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で加入手続の状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 3 年 7 月であり、これ以外に記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金に加入したものとみられ、資格取得日は昭和 63 年 4 月とされている。資格取得日からすると、申立期間のうち、61 年 9 月から 63 年 3 月までの期間は国民年金に未加入となり、保険料を納めることはできず、国民年金手帳記号番号の払出日からすると、同年 4 月から平成元年 5 月までの期間は、既に時効が成立していることから、保険料を納めることができなかつたものと考えられる。

さらに、母親は申立期間の保険料として 20 万円弱を納めたとしているところ、オンライン記録では、加入手続時点において過年度納付が可能な平成元年 6 月から 3 年 3 月までの保険料が納付されており、この保険料額は 18 万 800

円と申立人の主張する金額とおおむね一致することから、当該期間の保険料納付を申立期間の保険料納付と混同しているとも考えられる。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで

学生だった私が20歳になったのを契機に、昭和63年\*月ごろに母親がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料の納付も母親が行い、母親が「学生だけど払っておいた方がいいから大変だけど払っておいてあげる。」と言っていたのを記憶している。申立期間について、納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領については覚えておらず、申立期間の保険料納付についても、納付時期、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が昭和63年\*月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において資格取得日を平成4年12月16日として同年10月23日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容と一致する上、A市において申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録が存在しないこととも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となる上、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、加

入手続を行った時点から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、母親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年9月まで

私は、会社退職(平成元年3月)後、母親から国民年金の加入を勧められ、両親が経営する会社の顧問をしていた会計事務所の担当者がA市B区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料の納付は毎月の会社の諸経費支払と一緒に会計事務所に任せていた。両親が経営していた会社は既に閉鎖し、この会計事務所と連絡がつかない上、母親の記憶も定かではなく、納付していたことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、これらを行ったとする当時両親が経営していた会社の顧問をしていた会計事務所とは連絡がつかないとしているほか、母親も当時、会計事務所に給料計算を任せていたが、保険料控除が国民年金保険料であったのか厚生年金保険料であったのかよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細が不明である。

また、申立人は、会社を退職した平成元年3月ごろ、会計事務所の担当者がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録では、基礎年金番号導入(9年1月)前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市においても、申立期間において申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していた記録は存在しない。

さらに、申立人は、公簿によると、平成10年5月5日にA市B区からC市D区に転入したとされており、申立人が所持する年金手帳を見ると、同年5月26日に氏名変更及び同区への住所変更手続が行われたことが確認できる

ほか、「国民年金の記録(1)」欄の1段目に「被保険者となった日：平成1年3月11日 1号 被保険者でなくなった日：平成3年10月21日」、2段目に「被保険者となった日：平成10年2月1日 1号 被保険者でなくなった日：平成10年5月5日」、3段目に「被保険者となった日：平成10年5月5日 3号A」と記載され、いずれの欄にも同区のゴム印が押されていることから、同区役所において氏名変更及び住所変更手続が行われたこの時期に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続に際して、資格取得日をさかのぼって元年3月11日とする事務処理が行われたものと推認できる。このことは、オンライン記録において、10年6月29日に、3年10月21日を国民年金被保険者資格喪失日とするとともに、10年2月1日に再び国民年金被保険者資格を取得したとする資格得喪の記録を追加していることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この同区役所で加入手続が行われた時点では、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、基礎年金番号制になる前にA市役所に3回出向き、納付状況を確認してもらい、担当者から「大丈夫ですよ。」と言われたので、国民年金は満額受給できるものと思っていた。しかし、ねんきん特別便を受け取り、社会保険事務所（当時）で確認したところ、昭和55年4月から58年8月までの保険料が未納となっている上、同年9月から61年3月までの期間が未加入期間であると指摘された。私は、厚生年金保険に加入していないときは、国民年金に加入するのが当然と考えていたので、会社を退職した都度、同市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料の納付状況については全く覚えていないが、未納にした記憶は無く、資格喪失の手続もしたことはない。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付については、ボーナス時にまとめて納付していたような気がするとしているのみで、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶は全く無いとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立期間のうち、昭和55年4月から58年8月までの期間については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、昭和55年度から57年度の備考欄に「納付書送付」のゴム印が押されていることから、当時、当該期間の保険料は未納であったため、過年度納付書が発行されたものとみられるが、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても当該期間は未納とされている上、申立人は、当該期間の保険料は、同市から送付されてきた納付書で納付していたとしており、納付書が社会保険事務所から送付されてきた記憶は無い

としていることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和58年9月から61年3月までの期間について、申立人は、国民年金被保険者資格喪失の手続をしたことはないとしているが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれも、申立人は、58年9月30日に資格喪失したとされ、その後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間において、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見られないことから、これら記録に不自然な点は見受けられない。このため、当該期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「58.9.2※往復ハガキ発送」(※部分判読不能)のゴム印が押されていることが確認できる。同市では、この往復ハガキは、当時、保険料未納者に対して、国民年金の継続加入の意思を確認するため発送していたとしていることから、同市では、申立期間のうち、昭和55年4月から58年8月までの保険料が未納であったことから、当該ハガキにより、申立人に対し国民年金の継続加入の意思を確認した上で、申立期間のうち、同年9月から61年3月までの期間に係る資格喪失の事務処理を行ったものと推認される。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2534 (事案 1179 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

当初、申立期間については、経済的に余裕が無かった私を見兼ねた父親が援助してくれるというので、昭和 59 年 10 月から同年 12 月ごろまでに、父親と二人で A 市 B 区役所に行き、妻の分と合わせて 10 万円弱の保険料を納付したと申し立てたところ、納付記録の訂正が認められなかった。当初の判断後、納付したことを示す資料を探したところ、母親の日記帳の中に私たち夫婦の主張を裏付ける記載が見つかったので、申立期間の未納を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A 市 B 区で国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、同区から送付された納付書により申立期間の保険料を納付したとしており、申立人の説明は矛盾すること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月 22 日に同市 C 区で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿が同年 3 月に作成されていることなどから、申立人の国民年金加入手続は同年 3 月に同区で行われたものと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する 59 年 10 月から同年 12 月ごろまでの時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から新たに母親の日記帳が提出されたが、当該日記帳の記載内容を見ると、父親が昭和 59 年 10 月 31 日に郵便貯金から 10 万円を引き出し、申立人に生活費として渡したことは確認できるものの、この日記帳の記載内容からは申立期間の保険料納付を示す具体的な記述は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2535 (事案 1180 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

当初、申立期間については、経済的に余裕が無かった夫を見兼ねた義父が援助してくれるというので、昭和 59 年 10 月から同年 12 月ごろまでに、夫と義父と二人で A 市 B 区役所に行き、私の分と合わせて 10 万円弱の保険料を納付したと申し立てたところ、納付記録の訂正が認められなかった。当初の判断後、納付したことを示す資料を探したところ、義母の日記帳の中に私たち夫婦の主張を裏付ける記載が見付かったので、申立期間の未納を納付済みに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 夫は、A 市 B 区で国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、同区から送付された納付書により申立人の申立期間の保険料を納付したとしており、夫の説明は矛盾すること、ii) 同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の加入（再取得）手続は昭和 60 年 5 月に同市 C 区で行われ、その際に申立期間の始期である 59 年 8 月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する同年 10 月から同年 12 月ごろまでの時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から新たに義母の日記帳が提出されたが、当該日記帳の記載内容を見ると、義父が昭和 59 年 10 月 31 日に郵便貯金から 10 万円を引き出し、夫に生活費として渡したことは確認できるものの、この日記帳の記載内容からは申立期間の保険料納付を示す具体的な記述は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から52年1月まで

私は会社退職（昭和49年9月）後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った覚えがある。その後、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和49年9月）後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも申立人は、昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したとされている。その後、52年2月22日に任意加入被保険者として資格取得したとされており、このことは、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったC町の国民年金被保険者名簿の資格記録、A市の国民年金被保険者名簿の資格記録及び申立人が所持する年金手帳の資格記録の記載内容とも符合し、申立期間について、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみら

れる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成6年12月までの期間、7年2月、同年3月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月から8年6月までの期間、同年12月及び11年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から平成6年12月まで  
② 平成7年2月及び同年3月  
③ 平成7年8月から同年10月まで  
④ 平成7年12月から8年6月まで  
⑤ 平成8年12月  
⑥ 平成11年7月から同年12月まで

昭和60年ごろに突然、A市から私と元妻に国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、57年1月からの未納保険料を納付するようにと納付書が郵送されてきたので、元妻が、同市役所で夫婦二人の加入手続を行った。加入時から平成11年に元妻と別居するまでの申立期間①から⑤までの保険料は、元妻が納付してくれていたはずである。申立期間⑥については、当初保険料を未納にしていたが、60歳になったころ、同市から督促があり、私が同市役所で現金のほかに手形や小切手を使用して納付した。申立期間の保険料をすべて納付したのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑤までについて、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元妻から聴取したところ、元妻は、昭和60年ごろに国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、A市からさかのぼって57年1月からの保険料を納付する納付書が送付されてきたことから、同市役所で国民年金の加入手続を行い、申立

期間①のうち、加入手続以前の期間の保険料について、数か月分ずつに分割して納付するとともに、申立期間①のうち、加入手続後の期間及び申立期間②から⑤までの保険料は毎月B銀行C支店で納付していたとしている。しかしながら、i) 同市では、過年度納付書の発行・送付は行っていないとしている上、国民年金加入手続を行っていない者に対して国民年金保険料の納付書を送付することはないことから、この元妻の加入手続状況に係る主張は不合理であること、ii) 同市では、現年度保険料の毎月徴収を開始したのは昭和62年度からで、それ以前は3か月ごとの納付であるとしている上、同銀行では同市の収納代理金融機関となったのは62年4月1日からであるとしていることから、それ以前の現年度保険料は同銀行では納付することができないこと、iii) 元妻は納付したとする申立人の申立期間の保険料額についての記憶は無いとしていることから、元妻の申立人に係る加入手続及び申立期間①から⑤までの保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月7日に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。A市が保管する申立人の「資格履歴表示」の届出日欄を見ると、「H08 01 29」とされていることから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に、資格取得日をさかのぼって、昭和57年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入となる上、この届出日を基準とすると、申立期間①のうち、平成5年11月以前の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間①のうち、平成5年12月から6年12月までの期間及び申立期間②は、前述の届出日を基準とすると、過年度納付することが可能であったところ、元妻は、申立人の保険料はA市から送付された納付書で遅れずに毎月金融機関で納付していたとしていることから、現年度納付したとする主張とみられるが、当該期間は過年度保険料となるため、同市から納付書が送付されることは無く、元妻の主張と相違する上、元妻は後日まとめて納付したことは無いとしている。

加えて、元妻は、申立期間③から⑤までについても、申立人の保険料を遅れずに毎月納付し、このうち平成8年1月以降については、自身と申立人の保険料を一緒に納付していたとしているところ、元妻の納付記録によると、同年1月及び同年2月は申立人と同様に未納、同年3月から9年3月までは申請免除とされており、申立人は、7年4月から同年7月までの期間及び同年11月は過年度納付、8年3月から同年6月までは未納、同年7月から同年11月までの期間及び9年1月から同年3月までの期間は過年度納付とさ



れていることが確認できることから、元妻の主張とは相違する上、申立人と元妻が保険料を一緒に納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間⑥について、申立人は、保険料は60歳に到達した平成13年\*月ごろにA市から督促を受け、同市役所の窓口で現金、手形及び小切手で納付したとしているところ、i) 申立人は、申立期間⑥の納付周期、納付時期及び納付金額は覚えていないとしていること、ii) 保険料を手形及び小切手で納付することはできない上、当該期間は過年度保険料となるが、同市では、過年度保険料については督促及び収納は行っていないとしていることから、申立人の申立期間⑥に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成3年3月までの期間及び8年1月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から平成3年3月まで  
② 平成8年1月から9年3月まで

昭和60年ごろに突然、A市から私と元夫に国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、57年1月からの未納保険料を納付するようにと納付書が郵送されてきた。このため、私が、同市役所で私と元夫の加入手続を行い、初めに二人分で10万円くらい納付した後、数か月分ずつに分割して、同年1月から加入時までの二人分の保険料を完納したことを覚えている。納付場所はすべてB銀行C支店である。また、加入時から平成3年に就職するまで、及び9年に退職した後については、私が私と元夫の二人分の保険料を市から送付されてきた納付書により同銀行同支店で毎月納付していた。8年3月から9年3月までは保険料免除とされているが免除の申請はしていない。申立期間の保険料をすべて納付したのに、未納や免除とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和60年ごろに国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、A市からさかのぼって57年1月からの保険料を納付する納付書が送付されてきたことから、同市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市では、過年度納付書の発行・送付は行っていないとしている上、国民年金加入手続を行っていない者に対して国民年金保険料の納付書を送付することはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間①のうち、加入手続以前の期間の保険料について、数か月分ずつに分割して納付するとともに、加入手続後の期間の保険料

については、元夫の分と一緒に毎月B銀行C支店で納付したとしているところ、A市では、現年度保険料の毎月徴収を開始したのは昭和62年度からで、それ以前は3か月ごとの納付であるとしている上、同銀行では同市の収納代理金融機関となったのは昭和62年4月1日からであるとしていることから、それ以前の現年度保険料は同銀行では納付することはできない。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月7日に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。A市が保管する申立人の「資格履歴表示」の届出日欄を見ると、「H08 01 22」とされていることから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に、資格取得日をさかのぼって、昭和57年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間①当時、国民年金に未加入となる上、この届出日を基準とすると、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A市から送付された納付書により毎月自身と元夫の保険料と一緒に遅れずに納付していたとしているところ、i) 申立人は納付金額についての記憶は無いとしていること、ii) 元夫の納付記録を見ると、申立期間②のうち、平成8年1月から同年6月までの期間及び同年12月については未納とされているほか、同年7月から同年11月までの期間及び9年1月から同年3月までの期間は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは相違する上、申立人と元夫が保険料と一緒に納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成8年3月から9年3月までは保険料免除とされているが免除の申請はしていないとしているところ、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に当該期間は申請免除とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から50年11月までの期間、63年7月及び平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から50年11月まで  
② 昭和63年7月  
③ 平成元年9月

申立期間①については、昭和40年の夏ごろに夫から私が会社を退職(37年4月30日)した時点までさかのぼって国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料もさかのぼって納付したと聞いた。加入手続後の保険料は、私がA市B区の集金人(国民年金推進員)に毎月納付していた。集金人は「不正を防ぐため。」と言って毎月違う人が来た。加入当時の保険料は月額100円であった。年金手帳の交付を受けたのは50年ごろであり、当時手帳は所持しておらず、集金人が携行していたガリ版刷りの帳簿に捺印していたことを覚えている。また、申立期間②及び③については、保険料が未納であるとの電話連絡を受けて、同区役所内の金融機関で私が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付のうち遡<sup>そきゅう</sup>及納付については直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は既に死亡していることから、申立人の申立期間の加入手続及び遡<sup>そきゅう</sup>及納付した保険料納付状況について確認することはできない。

また、申立人は、加入後の保険料については、毎月自宅に来る集金人(国民年金推進員)に納付し、その際、集金人が携行していたガリ版刷りの帳簿に捺印していたとしているところ、A市における保険料収納方法は、申立期間のうち、昭和50年3月までは3か月ごとの集金人(国民年金推進員)に

よる国民年金手帳を用いた印紙検認方式を、同年4月からは、納付書方式(規則検認)を採っていたことから、申立人の主張と相違する上、申立人は年金手帳を受領したのは同年ごろとしており、本来、年金手帳は、加入手続直後に発行・交付されるものであることから、加入手続してから約10年後に初めて年金手帳を交付されたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月7日にA市B区に払い出され、任意加入被保険者としてその資格取得日は同年12月4日とされており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年12月4日とみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③の前月まで第3号被保険者であり、申立期間当時、第1号被保険者種別変更届の届出が必要であるが、申立人は、申立期間②及び③当時に当該届出を行ったかは覚えていないとしている上、申立期間の保険料は、A市B区役所内の金融機関で納付したとするのみで、納付時期、納付金額についても明確に覚えていないことから、申立期間②及び③に係る第1号被保険者種別変更届及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿の受付記録欄を見ると、平成9年3月3日に第3号被保険者の特例措置及び種別変更届に係る届出が行われたことが記載されている上、同年4月3日に夫が昭和63年7月26日及び平成元年9月26日にそれぞれ厚生年金保険被保険者資格喪失者とされていることが判明したことに伴い、申立人の資格記録についても、昭和63年7月26日第1号被保険者種別変更、同年8月1日第3号被保険者種別変更、平成元年9月26日第1号被保険者種別変更、同年10月2日第3号被保険者種別変更と記録訂正されていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に申立期間②及び③直後の期間に「第3号特例届提出済」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は申立期間②及び③当時、第3号被保険者とされていたこととなり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと

みられる上、記録の訂正が行われた9年4月3日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から45年5月まで

私は、国民年金の加入手続をした覚えが無いのに、昭和45年3月と同年10月に社会保険事務所（当時）から国民年金保険料払込通知書が送付されてきた。申立期間の保険料は、義母から3万円借りて、郵便局で同年10月ごろに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、昭和45年3月及び同年10月に国民年金保険料の納付書が送付されてきたとしているが、国民年金加入手続を行っていない者に国民年金保険料の納付書が送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間の保険料を郵便局でさかのぼって一括納付したとしているが、申立人は、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和53年11月30日にA町で払い出され、その資格取得日は54年1月12日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年1月12日とみられる。このことは、同町が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することは

できず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年11月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、私と次姉の二人分の国民年金保険料を集金人(国民年金推進員)に納付してくれていたところを見た覚えがある。次姉は20歳から保険料が納付済みとされており、母親は、私たち姉妹を分け隔てすることはなかったため、私の保険料だけ20歳から納めていないとは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、母親が申立人と次姉の二人分の保険料を集金人(国民年金推進員)に納付していたところを見た覚えがあるとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、次姉の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月25日に払い出されており、このころに初めて次姉の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって20歳到達日の前日の42年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。次姉の納付記録を見ると、資格取得した同年\*月から申立期間を含む国民年金加入期間は納付済みとされているが、次姉の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、同年3月から47年3月までの保険料は特例納付及び過年度納付を利用して納付したものとみられ、A市では、集金人は特例納付及び過年度保険料は取り扱っていないとしていることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月28日に払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を同年3月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私が昭和54年10月に国民年金に加入してから平成3年12月に厚生年金保険に加入するまでの間、私の国民年金保険料は妻が金融機関で納付していたので、申立期間についても納付していたはずである。申立期間の保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする妻は、申立人が国民年金に加入した昭和54年10月から保険料を金融機関で納付していたとするのみで、申立期間に係る保険料の納付時期、納付金額及び納付周期については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和54年10月に国民年金被保険者資格を取得し、60年1月1日に妻が厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同日に国民年金被保険者資格を喪失したとされている。このことは、A市が保管する申立人の国民年金資格記録情報欄に、資格喪失届が同年9月6日に提出され、さかのぼって同年1月1日に資格喪失し、同年1月から同年3月までの保険料が還付されたことが明記されていることとも符合する上、オンライン記録の過誤納記録欄を見ると、申立期間のうち、既に納付済みとされていた同年1月から同年3月までの保険料（1万8,660円）が、資格喪失届が提出されたことを理由に同年10月8日に還付決定され、同年10月24日に申立人名義のB信用金庫C支店の普通預金口座に振り込まれたことが明記されており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

このため、この被保険者資格喪失後の申立期間は任意加入対象期間となるが、申立人及びその妻共に任意加入手続を行った記憶は無い上、申立期間は国民年金に未加入となり、妻が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から47年3月22日まで

私は、最初に勤務したA社を退職後、会社の手続により脱退手当金をもらった覚えはあるが、B社を退職後に、脱退手当金をもらった記憶は無い。

B社退職後は、結婚のため引っ越しをし、脱退手当金が支給されたこととされている時期は、長男出産の2か月前であり、社会保険事務所（当時）に請求のために出向くことなどできるはずもなかった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約1年2か月後の昭和48年5月17日に当該裁定請求書を受領し、同年7月4日に支給決定、支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該裁定請求書にはB社及びA社の名称と所在地が記載されていることから、申立人のB社における資格喪失後に同社及びA社に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる上、住所欄には結婚直後の住所と共に夫の氏名方と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取してもB社については受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 51 年 11 月まで  
② 昭和 52 年 10 月

私は、A社に正社員として継続して勤務しており、申立期間当時、残業代が大きく減少したことは無いので、標準報酬月額が下がっていることに納得できない。調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管していない。しかし、当社では、昭和 49 年度までは 1 年間に 4 回賞与を支給したが、50 年度からは 3 回に変更した。年 3 回しか支給されない場合には、当該賞与は、標準報酬月額の算定の基となる報酬から除外されるため、必然的に、同年度の定時決定時からは、標準報酬月額が引き下げられたのではないか。」と回答しているところ、申立人と同時期に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、申立人の生年月日に近い同僚 14 人のオンライン記録を確認したところ、このうち 11 人は、昭和 50 年 10 月の定時決定時に、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、昭和 51 年 12 月から 52 年 9 月までは 30 等級 (20 万円) であったが、同年 10 月に 29 等級 (19 万円) に引き下げられ、更に、翌 11 月に 31 等級 (22 万円) に引き上げられており、申立人は、このうち、同年 10 月の引下げについて納得できないと主張してい

る。

しかし、標準報酬月額の変更は、当時、毎年、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表に当てはめて決めることとされており、例えば、時間外勤務手当等の額が前年より少額となる場合には、標準報酬月額が引き下げられるところ、A社では、「当時の資料が無いので推測ではあるが、一時期、残業代等が少なくなったのではないか。また、当時も現在と同じように、8月に、4月にさかのぼって昇給差額をまとめて支給していたと思われるので、この差額支給分が加わったために、11月には随時改定を行って標準報酬月額を引き上げたのではないかと思う。」と回答している。

また、申立人と同様、昭和52年10月に標準報酬月額が引き下げられ、翌11月に、同年9月より上に標準報酬月額が引き上げられている同僚が複数見られる。

さらに、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、複数の同僚は、「給与の明細は覚えていない。」としており、いずれも給与から源泉控除されていた厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私が記憶しているA社の退職日と、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が相違していることが分かった。同社には、昭和 57 年 5 月末まで勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、63 年 3 月 \* 日に解散しているとともに、同社の事業主は死亡していることから、申立人の同社における退職時期及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和 57 年 3 月 31 日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、申立人の元夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日の昭和 57 年 4 月 1 日付けで、元夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、既に死亡しており、残る一人は、「申立人のことは覚えているが、在籍していた期間については、はっきりと覚えていない。私は、A社を退職後、すぐに国民年金に加入した覚えがあり、私自身の年金記録を確認したところ、確かにそのような記録となっていたので、同社における厚生年金保険の資格喪失日に間違いは無いと思う。」と証言している。



このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月21日から同年4月1日まで

私は、昭和55年1月18日に、助教諭臨時免許状を受け、その後1年3か月間、A校に講師として勤務した。同年4月1日以降については、共済年金の記録があるが、申立期間については、共済年金の記録が無いので、厚生年金保険に加入していたと考えられる。調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B教育委員会から提出された履歴書及び履歴事項証明書により、申立人が申立期間にA校に勤務していたことは認められる。

しかし、B教育委員会から提出された「公立学校の期限付任用職員等の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険取扱要綱」により、公立学校に勤務する期限付任用職員等（任用期間が2か月を超え、かつ、1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者）については、昭和61年4月1日から、厚生年金保険等の社会保険を適用する旨の取扱いが定められていることが確認できるところ、同教育委員会C事務所は、「申立期間当時は、申立人のような立場の期限付任用職員を、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった。したがって、申立人に関し、厚生年金保険関係の手続は何も行っていない。」と回答している。

また、D共済組合E支部は、「当時、公立学校に勤務する期限付教職員のうち、6か月以上の勤務期間を要する常勤職員については、共済組合に加入させていた。しかし、申立人については、勤務を要する期間が約2か月であるため、共済組合への加入資格は無かった。現に、申立期間については、共済組合員名を記載した台帳に、申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月末ごろから28年4月3日まで  
② 昭和39年3月末ごろから同年10月1日まで

申立期間①について、私は、A事業所に、昭和27年2月末日から28年8月21日まで継続して勤務していたにもかかわらず、27年2月から28年3月までの厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②について、A事業所に、昭和39年3月末日から40年2月26日まで継続して勤務していたにもかかわらず、39年3月から同年9月までの厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の事業主（申立人の兄）及び同事業所の複数の同僚の証言から判断して、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「平成2年5月15日に織物業を廃業した際に、人事記録及び厚生年金保険関係の資料を処分したので、申立人の厚生年金保険の取扱い等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A事業所の事業主は、「当時、私の父親がA事業所の事業主だった。しかし、身内については、仕事振りを見て賃金の額を決め、これを報酬として支払っており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立期間当時、申立人のほかに、事業主の親戚が7人、同事業所に勤務していたものと認められるが、このうち、厚生年金保険の被保険者記録が認められる者は1人だけであり、当時の事業主（申立人の父）及び上記同事業所の

事業主を含む6人には、被保険者記録が認められない。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚（親戚）は、「私は、A事業所に勤務していた。しかし、理由は分からないが、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」旨証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日（昭和28年4月3日）は、いずれも一致していることが確認できる上、当該名簿の備考欄に「28.4.6」と社会保険事務所（当時）における資格取得届出の受付日が記載されている。

申立期間②について、上述のとおり、A事業所は、当時の資料が無く申立人の勤務実態等について確認できない旨回答しているところ、同事業所の事業主は、「申立期間当時、申立人が失業していたことから当社に採用したが、採用当初は、申立人は、仕事には従事していなかったことを覚えている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、当該期間当時、申立人が同事業所に在籍していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を覚えておらず、A事業所において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも「申立人のことは覚えていない。また、誰が厚生年金保険に加入していたのかまでは、分からない。」旨証言していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日（昭和39年10月1日）は一致していることが確認できる上、同原票の被保険者証交付等記録の再交付欄には「39.10.6」と、資格取得後に申立人の厚生年金保険被保険者証が再交付された旨記載されている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月

申立期間における標準報酬月額の記録は 26 万円とされているが、給与支払明細書の支給額により 28 万円であることが確認できるので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書、並びにA社(B社の給与計算を代行)から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票により、申立人のB社における資格取得時の標準報酬月額が、平成16年1月29日付けで、いったん28万円として社会保険事務所(当時)に届けられ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書取得時月額訂正届」により、上記の標準報酬月額が平成16年3月1日付けで、26万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社は、「創業と同時に標準報酬月額を決定することが困難であったため、資格取得時の標準報酬月額を概算でいったん28万円と決定して社会保険事務所に届け出た。しかし、その後、報酬月額が確定できた段階で、社会保険事務所に訂正届を提出し、標準報酬月額を26万円に訂正した。これは、申立人に限らず、ほかの従業員についても同様の手順で処理しており、過徴収となった保険料は、以後の給与で調整している。」と回答しているところ、オンライン記録により、申立人と同様にB社の厚生年金保険の新規適用日(平成16年1月10日)に被保険者資格を取得している同僚19人のうち、18人については、申立人と同様に同年3月1日付けで、標準報酬月額が訂正(引下げ)されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年8月2日まで  
昭和28年10月1日から32年3月末まで、A社に所属し、B社に派遣されて役員専属運転手として勤務した。

しかし、申立期間について厚生年金保険の記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社(申立人が申立期間の後に勤務した事業所)から提出された申立人の履歴書に、申立人のA社における入社日が昭和29年4月と記載されていることから判断して、申立人は、申立期間のうち、同年4月以後の期間において同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社は、「当時の関係資料が全く無いので、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人の妻が名前を挙げた同僚は、「私は、申立人の紹介で昭和31年11月ごろにA社に入社し、それから半年間ぐらいは申立人と同社で一緒に勤務した。」と証言しているところ、当該同僚は、オンライン記録により、入社から約半年後の昭和32年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の複数の同僚は、「ハイヤーやタクシーの運転手については、道を覚えるまでの間、見習期間があったと思う。」旨証言していることから、当時同社では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険の被保険者

資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月ごろから2年6月末ごろまで

私は、申立期間当時、視野の広い、見識の卓越した者を求めていたA社に、新聞の求人欄を見て入社し、部署等を特定せず就業した。その間、社長等幹部から直に指図、相談等を受け全般的な仕事を行っていた。

申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社で社長等幹部から直接指示を受け全般的な仕事に従事していた。」と主張しているが、A社は、「当時の関連資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答している。

また、当時の事業主は、既に死亡しており、当時の複数の取締役、総務部長を含む複数の管理職及び申立期間において厚生年金保険の記録のある複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、国民年金の第3号被保険者であった申立人の妻は、平成元年4月1日から申立人がB社で厚生年金保険被保険者資格を取得する2年7月2日までの期間において、第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4505

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成4年8月まで

A社に在職中、給与は毎年昇給があり、年ごとに所得増加が確かにあったと記憶しているが、ねんきん定期便の記録を見ると、申立期間においてほとんど標準報酬月額の増加が見られない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の顧問労務管理事務所は、「申立期間中、A社に係る厚生年金保険の届出手続を行い、同社に厚生年金保険料額を連絡していた。」と回答しているところ、同労務管理事務所が保管する申立人に関する社員台帳には、社会保険事務所（当時）に提出した届出を基に標準報酬月額の履歴が転記されており、オンライン記録の標準報酬月額の推移と一致していることが確認できる。

また、A社には、申立期間当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は保管されていない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑨について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月17日から同年10月1日まで  
② 昭和58年1月5日から同年9月21日まで  
③ 昭和58年10月6日から同年12月16日まで  
④ 昭和58年12月21日から59年2月26日まで  
⑤ 昭和59年6月7日から60年9月20日まで  
⑥ 昭和60年10月10日から同年11月8日まで  
⑦ 昭和61年5月1日から平成元年4月1日まで  
⑧ 平成2年5月1日から4年1月16日まで  
⑨ 昭和60年11月ごろから61年5月ごろまでのうち  
約1か月

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準報酬月額は、残業手当等が加算されていないと思われることから、実際に受け取っていた給与額に見合ったものとなっていない。調査して、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間⑨については、1か月ほど勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書によると、申立人の標準報酬月額は、昭和57年10月の定時決定により、増額される予定であったが、申立人が同年10月1日に資格喪失したことにより、当該決定が行われなかったことが確認できる。

さらに、A社は、賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないと回答している。

申立期間②について、B社は、平成16年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって訂正された形跡も無い。

一方、申立人の標準報酬月額は、B社において被保険者資格を取得した3か月後の昭和58年4月から随時改定により増額されており、入社以降の勤務時間等に応じた残業手当等が加算された額に改定されたものと考えられるところ、申立人は、その後、同年9月21日に被保険者資格を喪失している。

申立期間③について、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、申立人は、C社に係る厚生年金保険被保険者資格を、入社から約2か月で喪失しており、標準報酬月額が入社以降の勤務時間等に応じた残業手当等が加算された額に改定される機会も無かったものと考えられる。

申立期間④及び⑤について、D社及びE社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないと回答している。

また、D社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、さかのぼって訂正された形跡も無い。

さらに、F厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によれば、申立期間⑤のうち、申立人が同基金に加入していた昭和60年6月1日から同年9月20日までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立期間④については、申立人は、D社に係る厚生年金保険被保険者資格を、入社から約2か月で喪失しており、標準報酬月額が入社以降の勤務

時間等に応じた残業手当等が加算された額に改定される機会も無かったものと考えられる。

その上、申立期間⑤については、申立人の標準報酬月額は、E社において被保険者資格の取得日から約4か月後の昭和59年10月に定時決定されており、同年6月及び同年7月の残業手当等を加減した額で決定されたものと考えられるところ、申立人の残業手当等の支給額について確認できない。

申立期間⑥について、G社は、平成16年5月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、F厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によれば、申立人が同基金に加入していた当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、G社に係る厚生年金保険被保険者資格を、入社から約1か月で喪失しており、標準報酬月額が入社以降の勤務時間等に応じた残業手当等が加算された額に改定される機会も無かったものと考えられる。

申立期間⑦について、H事業所は、平成8年1月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、既に他界していることから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人は、「H事業所で傷病手当金を毎月16万円ほど受給していた。」と主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び全国健康保険協会の記録によると、申立期間のうち、昭和61年10月31日から63年4月30日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）に基づいて算出された傷病手当金（10万円を超えない額）が支給されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、H事業所における申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同月額変更届は、当該届出に係る標準報酬月額の決定の約1か月前後に処理されており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

申立期間⑧について、I事業所は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないと回答している。

また、申立人の標準報酬月額は、I事業所における被保険者資格の取得日から5か月後の平成2年10月に定時決定されており、同年5月から同年7月までの当直手当等を加算した額により決定されたものと考えられるところ、申立人の当直手当等の支給額について確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、I事業所における申立人の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同月額変更届は、当該届出に係る標準報酬月額の決定の約1か月前後に処理されており、社会保険事務所の事務処理に不自

然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間⑨について、J社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該賃金台帳によると、申立人は、申立期間⑨に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、J社は、「タイムカードが無いため、申立人の退職日は不明であるが、賃金台帳によると、申立人の勤務期間は昭和61年1月26日から18日間となっていることから、給与締切日前に退社したので年金加入手続をしていないようである。」と回答している。

このほか、申立期間⑨について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 20 日から 9 年 1 月 1 日まで

私は、平成 7 年 10 月 20 日に A 社に入社したが、正社員としての採用だったので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主の妻（申立人の母親）の証言内容から判断して、申立人は、勤務の開始時期は定かでないが、申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主の妻は、「申立人は、申立期間についてはアルバイトとしての雇用であり、修業に出していた前職の B 社を辞めたため、次の仕事が見付かるまでのつなぎと考えていた。」と証言している。

また、健康保険の記録によると、申立人は、申立期間において、当時の事業主（申立人の父親）の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、A 社に係るオンライン記録の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月21日から58年4月21日まで  
被保険者記録では、A社での資格取得日が昭和58年4月21日とされているが、私の記憶では、57年4月21日に同社に入社したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言、及び申立期間中の昭和57年\*月\*日に亡くなった申立人の父の葬儀にA社から生花が届けられた記録が残っていることから判断して、申立人は、入社時期は定かでないが、申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の在籍期間、申立てに係る届出及び保険料納付など、いずれも不明である。」と回答しており、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の管理者は、「特に、清掃の仕事をしていた社員の中には、保険料を天引きされるより手取り額が多くなることを望み、国民年金保険料を納付しているの、厚生年金保険には加入しなくてもよいと言う者もいた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4509

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月29日から15年11月28日まで

私は、申立期間について、A社で正社員として勤務したのに、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立人は、申立期間については、定年後の再雇用として当社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言している。

また、B企業年金基金から提出された加入員資格喪失届により、申立人は、平成11年11月29日に加入員資格を喪失していることが確認できる上、当該加入員資格の喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

さらに、C健康保険組合は、「申立人は、昭和58年2月21日から平成11年11月28日までは当組合の被保険者であったが、同年11月29日から12年4月10日までは任意継続被保険者であった。」と回答している上、申立人は、同組合の任意継続被保険者の資格を喪失した平成12年4月11日以降は、国民健康保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、A社における離職日（平成11年11月28日）の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 42 年 12 月まで

A 社の下請である B 社で季節労働者として父と一緒に C 高速道路建設工事の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録が申立期間の大部分（昭和 41 年 5 月 19 日から 42 年 10 月 23 日まで）において確認できること、B 社の事務所の位置、寄宿舍周辺の様子、工事現場までの経路などについての申立人の説明は具体的である上、D 社が「当時の C 高速道路工事の工事業者は A 社である。」と回答していること、A 社が「当時の C 高速道路工事の下請リストに B 社の社名が確認できる。」と回答していることなどから、申立人が申立期間の大部分において B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間に B 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の一人は、「私は、正社員で入社し、健康保険組合の第一種組合員であった。第一種組合員は、全員が厚生年金保険に加入していたと思うが、現場作業員は、第二種組合員であり、第二種組合員の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言している。

また、B 社は、「40 年も前の資料は残っておらず、当時の事情を知っている者もないため、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している上、申立人は上司や同僚を記憶しておらず、申立人が一緒に働いていたとする申立人の父は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が、「B 社で季節労働者として一緒に C 高速道路建設工事の

仕事に従事していた。」としている申立人の父は、申立期間は国民年金の納付済期間であることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月15日から39年3月1日まで  
A社に継続して勤務しており、中途退職していないのに、年金の記録が途切れているのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当時の同僚は、「申立期間当時、A社では事業主の姉が社会保険事務を担当していた。当時は会社の経営状況が芳しくなかったため、一時、資格喪失させたのではないか。」と証言している。

また、別の同僚は、「私は、昭和28年ごろからA社で働き始め、一度退職した時期はあったものの、申立期間は同社に勤務していた。」と証言しているところ、当該同僚は、申立人がA社において被保険者資格を再度取得した日（昭和39年3月1日）に初めて同社において被保険者資格を取得しており、最初に勤務した期間に係る同日以前の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時の同社では、すべての従業員を対象に被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、「当時の資料は無く、申立てに係る届出及び保険料納付については不明。」と回答している上、同社で社会保険事務を担当していた事業主の姉は、既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 6 月まで  
② 昭和 44 年 6 月から 45 年 11 月まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、44年6月ごろ、間をおかずにB社に転職して、45年11月まで勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の事業主の証言により、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該事業主は、「法人として登記はしていたが、小さな店なので、社会保険も雇用保険も加入していなかった。当然、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、当該事業主には厚生年金保険の記録は無い。

申立期間②について、申立期間当時のB社の事業主の妻は、「私が結婚した昭和46年には、申立人は既に退職していたが、元従業員だった人として記憶している。」と証言しており、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該事業主の妻は、「法人として登記はしていたが、小さな店なので、社会保険も雇用保険も加入していなかった。当然、厚生年金保険料も給与から控除していなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、当該事業主及びその妻には厚生年金保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4513 (事案 131 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月16日から同年12月1日まで

私は、中学校の紹介により、卒業した昭和32年3月にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年12月1日とされているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年7月9日付けで、申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、父が私の給与から厚生年金保険料を控除されていることを確認していた記憶があり、試用期間があったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における申立人の同僚2人のうち1人は、申立人を記憶しており、入社時期は3人とも昭和32年3月下旬であったとしていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できるところ、この2人の同僚についても厚生年金保険の資格取得時期は、同年9月1日と同年12月1日であり、申立期間当時の同社では、すべての職員が入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではなかったことがうかがえることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、平成20年7月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間が試用期間であったとは考えられない。」と主張しているが、今回の再申立てに際し、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提示されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月から 10 年 9 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険料は、月々の固定給である15万円又は20万円を基にして控除されている。しかし、同社では、固定給に加え歩合給が支給されており、記録されている標準報酬月額である15万円又は20万円より高い金額をもらっていたため、適正な標準報酬月額に変更してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が相違しているとして、A社における給与明細書、外交員の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿、個人別売上明細書・販売手数料計算書及び健康保険・厚生年金保険・保険料変更通知書の写しを提出して申し立てしているところ、これらの資料で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、当該外交員の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿（平成6年分）及び個人別売上明細書・販売手数料計算書の写し（平成5年12月及び8年5月分）においては、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人から提出された平成8年4月度の給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、申立人から提出された支給年の記載の無い給与明細書については、当該給与明細書における厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び源泉所得税の額から判断して、「3月」と記載されているものは3年又は4年3月の給与明細書、「9月」、「11月」及び「12月」と記載

されているものは3年当該月の給与明細書であると考えられるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された健康保険・厚生年金保険・保険料変更通知書の写しに記載されている保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案4515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から同年10月まで  
② 昭和27年7月から30年9月まで

私は、申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務した。上司及び同僚の名前は覚えていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿によると、A社は既に解散しており、当時の事業主及び役員の所在も明らかでないことから、申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

また、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人は、「A社は自分のほか、同僚7人が勤務していた。」と証言しているものの、同僚の名前を記憶しておらず、連絡先も把握していないため、申立人の主張を裏付ける証言を得られない。

申立期間②について、B社が請け負った公共工事の内容及び時期に係る申立人の記憶は、国土交通省が保存している資料で確認できる同社の請負工事の内容と符合していることから、勤務期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿によると、B社は既に解散しており、当時の事業主及び役員の所在も明らかでなく、申立人も同社の同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、A社及びB社における厚生年金保険料の控除について記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。